

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 公印を新調しその使用を開始する件 一七
 - 土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 一七
 - 国土調査として指定した件 一八
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 一八
 - 道路の区域を変更する件十五件 一八
 - 道路の供用を開始する件十一件 一八
 - 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件三件 一八
 - 車両制限令の規定により道路を指定する件 一八
 - 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件 一八
 - 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律により市道の特定災害復旧等道路工事が完了した件 一八
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 一八
 - 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件二件 一八
 - 土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件 一八
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件四件 一八
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 一八
- 公 告**
- 医療計画を定めた件 二〇
 - 都市計画事業の認可の告示があった件二件 二〇
 - 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を公示する件 二〇
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 二〇



告 示

福島県告示第二百六十五号

公印を次のように新調し、平成三十年四月一日その使用を開始する。
平成三十年三月三十日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	公印の名称	印	影	公印管理者
17の9	福島県福島イノベーション・コースト構想推進監印			企画調整部企画調整総室企画調整課長

(文書法務課)

福島県告示第二百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定する区域
田村郡三春町字天王下一〇三番及び同町字天王前九七番の各一部で次の図に示す区域
- 二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
 - 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

〔「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。〕
(水・大気環境課)

福島県告示第二百六十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として平成三十年三月三十日次のとおり指定した。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行う者の名称
埴町

二 調査地域
埴町大字湯岐の一部

三 調査期間
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第二百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、太田地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
平成三十年四月二日から
月二十三日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	伊達市前川原一九番三 地先から 同 市広前二六番一 地先まで	変更前 変更後	一五・六 三八・八 一五・六 二〇・四	二五〇・八 二四三・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道霊山 松川線	福島市飯野町明治字大 黒田二八番一地先から 同 市松川町沼袋字櫛 林二九番地先まで 福島市飯野町明治字大 黒田二八番一地先から 同 市松川町沼袋字櫛 林二九番地先まで	変更前 変更後	A 五・六 四四・四 B 七・五 四四・四	一、〇七五・二 一、一〇〇・九
	福島市飯野町明治字猫 山四番一地先から 同 市松川町沼袋字浜 子一九番地先まで 福島市飯野町明治字大	変更後	A 六・二 六・二 B 七・五	七一・四 一、一〇〇・九

黒田二八番一地从先から 同 市松川町沼袋字櫛 林二九番地先まで	四四・四
---------------------------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第二百七十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道福島 飯野線	福島市松川町沼袋字櫛 林二九番地先から 同 市飯野町明治字猫 山二番地先まで	変更前 A 一三・四 四三・六	A 一三・四 四三・六	一、〇八四・四
	福島市松川町沼袋字櫛 林二九番地先から 同 市飯野町明治字猫 山二番地先まで	変更後 B 一三・四 四五・七	B 一三・四 四五・七	一、二二二・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一二二号	喜多方市関柴町上高額 字割田一七〇四番一 地先から 会津若松市高野町大字 中沼字沼木三二七番一 地先まで	変更前 A 九・四 五五・七	A 九・四 五五・七	一一、四七〇・〇
	喜多方市塩川町大字天 沼字原四九八番一地从 先から 喜多方市関柴町上高額 字割田一七〇四番一 地先から 同 市塩川町大字天 沼字原四九八番一地从 先まで	変更後 B 一三・七 一三・七	B 一三・七 一三・七	二、二九〇・〇
同 郡同 村大字桜町 字八日町一一三番一 地先まで 河沼郡湯川村大字桜 字八日町一一三番一 地先から 会津若松市高野町大 字中沼字西坂才甲七〇二	同 郡同 村大字桜町 字八日町一一三番一 地先まで	変更前 C 一四・三 一四・三	C 一四・三 一四・三	四、二二〇・〇
	河沼郡湯川村大字筧川 字中谷地五番一地从 先から	変更後 D 一三・七 一三・七	D 一三・七 一三・七	三、九一三・〇
	同 郡同 村大字桜町 字八日町一一三番一 地先から	変更後 E 一〇・三 一〇・三	E 一〇・三 一〇・三	三、一四〇・〇

番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 大内線	相馬市黒木字御門一〇 三番一地从り 同 市初野字金谷内九 四番二地先まで 相馬市黒木字御門一〇 三番一地从り 同 市初野字金谷内九 四番二地先まで	変更前	A 五・五〇 一三・三〇	一、九九六・一
		変更後	B 一四・〇〇 三二・〇〇	二、二四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 大内線	相馬市中村字大町六一 番地先から	変更前	A 七・〇〇 二八・〇〇	一、二五四・一
		変更後	(メートル)	(メートル)

同 市中村字外並田五
四番一地先まで
相馬市西山字表西山一
四番七地先から
同 市中村字外並田五
四番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道北泉 小高線	南相馬市原町区下渋佐 字仲西三三七番六地先 から 同 市原町区萱浜字 前田一七〇番一地先ま で	変更前	一一・〇〇 一四二・八	二、二〇〇・〇
		変更後	一一・〇〇 三六・〇〇	二、二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道北泉 小高線	南相馬市原町区菅浜字 前田一七〇番一地先か ら 同 市原町区零字山 畑一五四番一地先まで	変更前	A 八・六〇	一、六八〇・五
		変更後	B 一〇・四〇	一、六二六・〇
		変更前	A 八・六〇	一、六八〇・五
		変更後	B 一〇・四〇	一、六二六・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

県道北泉 小高線	南相馬市原町区小浜字 西内四六番地先から 同 市原町区小浜字 高柴六番二地先まで	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更後	七・〇〇	三三五・〇
		変更前	七・〇〇	三三五・〇
		変更後	二四・〇〇	三三五・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

県道小浜 字町線	南相馬市原町区小浜字 西内三八番三地从先から 同 市原町区小浜字 丸山二三八番地先まで	変更前	A 八・一〇	二六六・六
		変更後	B 二九・〇〇	二六六・六
		変更前	A 八・一〇	二六六・六
		変更後	B 二九・〇〇	二六六・六

(道路計画課)

福島県告示第二百七十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

県道小浜 字町線	南相馬市原町区小浜字 西内三八番三地从先から 同 市原町区小浜字 丸山二三八番地先まで	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更後	八・一〇	二六六・六
		変更前	八・一〇	二六六・六
		変更後	四・七〇	一八二・五

南相馬市原町区小浜字丸山四一五番地先から同 市原町区小浜字丸山二三八番地先まで南相馬市原町区小浜字西内四四番地先から同 市原町区小浜字丸山四一五番地先まで	変更後	A 八・一〇〇〇 B 四・七〇〇 一・一〇〇	九六・四 一八二・五
---	-----	------------------------------------	---------------

(道路計画課)

福島県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

県道山上赤木線	相馬市今田字土武八八番地先から同 市今田字東羽黒平三六番地先まで	変更前 A 一四・〇〇〇 B 二五・〇〇〇 一・一・五〇	変更後 A 一〇・〇〇〇 B 一一・五〇〇 三二・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
					四三五・〇 四四六・九 一八七・〇 四四六・九

(道路計画課)

福島県告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供

する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一般国道三九九号	いわき市平字大町五番四地先から同 市平字大町五番四地先まで	変更前 二九・七〇 二九・七〇	変更後 一六・八〇 五三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
					一五・〇 四、四七四・四

(道路計画課)

福島県告示第二百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

県道いわき上三坂小野線	いわき市常磐下船尾町古内一四〇番地先から同 市常磐下船尾町古内一四〇番地先まで	変更前 一三・八〇 一三・八〇	変更後 一〇・二〇 五三・五〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
					一〇・七〇七・六

古内一四〇番地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜小野線	いわき市小名浜住吉字 折返二番一三地先から 同 市内郷綴町七反 田六一番二地先まで	変更前 変更後	一〇・二〇 五三・五	八、七六五・五 八、七六五・五

(道路計画課)

福島県告示第二百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三九九号	伊達市前川原一九番三地先から 同 市広前二六番一地先まで	平成三〇年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道北泉小高線	南相馬市原町区下佐佐字仲西三三 七番六地先から 同 市原町区菅浜字前田一七〇 番一地先まで	平成三〇年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道北泉小高線	南相馬市原町区菅浜字前田一七〇 番一地先から 同 市原町区雫字山畑一五四番 一地先まで	平成三〇年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

県道北泉小高線	南相馬市原町区小浜字西内四六番地先から 同 市原町区小浜字高柴六番二地先まで	平成三〇年三月三〇日
---------	---	------------

(道路計画課)

福島県告示第二百八十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小浜字町線	南相馬市原町区小浜字西内四四番地先から 同 市原町区小浜字丸山四一五番地先まで	平成三〇年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百八十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道山上赤木線	相馬市今田字土武八八番地先から 同 市今田字東羽黒平三六番地先まで	平成三〇年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬巨理線	相馬市尾浜字須賀畑三四番一地先から 同 市原釜字大津二二番一地先まで 同 相馬市原釜字大津二四八番地先から 同 市原釜字蔵平八一番二地先まで	平成三〇年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川内字五枚沢一八番一地先から 同 郡同 村大字下川内字五枚沢二番一四地先まで	平成三〇年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜港線	いわき市小名浜字辰巳町三四番九地先から 同 市小名浜字本町四二番一地先まで	平成三〇年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜港線	いわき市小名浜字辰巳町三三番二地先から 同 市小名浜字定西二九八番地先まで	平成三〇年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道久之浜港線	いわき市久之浜町久之浜字町後五二番二地先から	平成三〇年三月三〇日

同 市久之浜町久之浜字沢目八番一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百九十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	区 間
一般国道三九九号	いわき市平字大町五番四地先から同市平字正内町二二番地先までの上り線 いわき市平字大町五番四地先から同市平字正内町二二番地先までの下り線 いわき市平字正内町二二番地先から同市平字下川原一七番地先までの上り線 いわき市平字正内町二二番地先から同市平字下川原一七番地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第二百九十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。
平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	区 間
県道いわき上三坂小野線	いわき市内郷綴町榎下六五番五地先から同市内郷綴町沼尻七三番一地先までの上り線 いわき市内郷綴町榎下六五番五地先から同市内郷綴町沼尻七三番一地先までの下り線 いわき市内郷綴町境町字自在町二五番四地先から同市平字

長橋町二八番一地先までの上り線
いわき市内郷御台境町字自在町二五番四地先から同市内郷御台境町字新町前一番六地先までの下り線
いわき市内郷御台境町字新町前一番六地先から同市平字長橋町二八番一地先までの下り線
いわき市平字長橋町二八番一地先から同市平字中町一番一 地先までの上り線
いわき市平字長橋町二八番一地先から同市平字中町一番一 地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第二百九十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間
県道小名浜小野線	いわき市小名浜住吉字搦六七番五地先から同市小名浜住吉字搦五七番一地先までの上り線 いわき市小名浜住吉字搦六五番四地先から同市小名浜住吉字搦五七番一地先までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第二百九十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間
一 指定する道路の路線名及び区間	

一般国道一一五号	相馬市大曲字天神五七番一地先から同市中野字寺前二〇三番一地先まで
一般国道三九九号	いわき市平下神谷字天神四六番一地先から同市平字十五丁目二〇番三地先まで
県道上名倉飯坂伊達線	福島市大笹生字台田五番三地先から同市大笹生字大畑四番二地先まで
県道上名倉飯坂伊達線	福島市大笹生字台田五番三地先から同市飯坂町平野字上ノ壇五番一地先まで
県道いわき上三坂小野線	いわき市平字十五丁目二〇番三地先から同市常磐下船尾町字古内二八五番一地先まで
県道小名浜小野線	いわき市小名浜住吉字折返一四番七地先から同市常磐下船尾町字古内二八九番八地先まで
県道小名浜港線	いわき市小名浜字辰巳町四七番二地先から同市小名浜字辰巳町三八番一〇地先まで

二 指定する期日

平成三十年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十條第一項の規定により定める当該道路を通行する高さが一メートルを超え四メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間
一 指定する道路の路線名及び区間	
一般国道三九九号	いわき市平下神谷字天神四六番一地先から同市平字十五丁目二〇番三地先まで

県道上名倉飯坂伊達線	福島市大笹生字台田五番三地先から 同 市大笹生字大畑四番二地先まで
県道上名倉飯坂伊達線	福島市大笹生字台田五番三地先から 同 市飯坂町平野字上ノ壇五番一地先まで
県道いわき上三坂小野線	いわき市平字十五町目二〇番三地先から 同 市常磐下船尾町字古内二八五番一地先まで
県道小名浜小野線	いわき市小名浜住吉字折返一四番七地先から 同 市常磐下船尾町字古内二八九番八地先まで

二 指定する期日
平成三十年四月一日

三 通行方法
高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

- 1 走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 2 後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上（又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 3 道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

(道路計画課)

福島県告示第三百号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第六条第二項の規定により市町村道に係る同条第一項に規定する特定災害復旧等道路工事について、県が施行していた市道に関する工事が次のとおり完了した。

平成三十年三月三十日

路線名	大洲松川線	工事の区間	相馬市磯部字芹谷地二五四番三九地先から 同 市尾浜字松川一八六番地先まで	工事の完了の日	平成三〇年三月三〇日
-----	-------	-------	---	---------	------------

(道路管理課)

福島県告示第三百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
大平沢	伊達市月舘町糠田字大平	土石流	次の図のとおり
大藪沢	同 市月舘町糠田字大藪	土石流	
柿木平1号沢	同 市月舘町糠田字柿木平	土石流	
三斗蒔沢	同 市月舘町糠田字三斗蒔	土石流	
百目木沢	同 市月舘町糠田字百目木	土石流	
入山神沢	同 市月舘町糠田字入山神	土石流	
畑中1号沢	同 市月舘町糠田字畑中	土石流	
元苗内2号沢	同 市月舘町糠田字元苗内	土石流	

土砂災害特別警戒区域	瀬峰	同	市渡辺町上釜戸字瀬峰	急傾斜地の崩壊
	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
	区 域	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃		
	大平沢	次の図のとおり		
	大藪沢			
	柿木平1号沢			
	入山神沢			
	畑中1号沢			
	元苗内2号沢			
	引田2号沢			
	堀沢			
	小鉢内沢			
	三淀ヶ入沢			
	砂地2号沢			
	高田沢			
	宝直1号沢			
	十良田沢			

羽石沢	同	市月館町布川字羽石	土石流
深田沢	同	市月館町布川字深田	土石流
居集2号沢	同	市月館町御代田字居集	土石流
越田沢	同	市月館町御代田字越田	土石流
四舛田沢	同	市月館町御代田字四舛田	土石流
広畑沢	同	市月館町御代田字広畑	土石流
坂本沢	同	市月館町下手渡字坂本	土石流
内山下沢	同	市保原町上保原字内山	土石流
将婦坂沢	同	市保原町上保原字将婦坂	土石流
上谷地前沢一号	同	市保原町大柳字上谷地前	土石流
高森沢一号	同	市保原町大柳字高森	土石流
入ノ内沢一号	同	市保原町金原田字入ノ内	土石流
沼頭沢	同	市保原町金原田字沼頭	土石流
桐沢	同	市保原町高成田字桐沢	土石流
千枚沢	同	市保原町高成田字千枚沢	土石流
板橋沢	同	市霊山町石田字板橋	土石流
嘉地田沢	同	市霊山町石田字嘉地田	土石流
桂畑沢	同	市霊山町石田字桂畑	土石流

菅沼	喜多方市関柴町関柴字菅沼	急傾斜地の崩壊
上の山	南会津郡南会津町界字上の山	急傾斜地の崩壊
村中	同 郡同 町鶴巢字村中	急傾斜地の崩壊
台ノ上	いわき市小名浜岡小名字台ノ上	急傾斜地の崩壊
餓鬼塚1号	同 市小名浜大原字内城	急傾斜地の崩壊
餓鬼塚2号	同 市小名浜大原字餓鬼塚	急傾斜地の崩壊
東大沢	同 市小名浜上神白字東大沢	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋	同 市鹿島町走熊字鍛冶屋	急傾斜地の崩壊
上ノ内	同 市鹿島町走熊字上ノ内	急傾斜地の崩壊
柳作	同 市鹿島町走熊字柳作	急傾斜地の崩壊
渡折	同 市鹿島町走熊字渡折	急傾斜地の崩壊
瀬峰	同 市渡辺町上釜戸字瀬峰	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

福島県告示第三百二二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第九項の規定により、相馬地方都市計画の変更に係る相馬地方都市計画に定めるべき事項が記載された新地町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 相馬地方都市計画臨港地区
 - 2 名称 相馬港臨港地区

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 二 都市計画の変更を定めた土地の区域
 - 新たに都市計画に含まれた土地の区域
 - 相馬郡新地町のうち駒ヶ嶺字今神の一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
 - 総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
 - 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県告示第三百三三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第九項の規定により、相馬地方都市計画の変更に係る相馬地方都市計画に定めるべき事項が記載された新地町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 相馬地方都市計画緑地
 - 2 名称 四号埵浜防災緑地
- 二 都市計画の変更を定めた土地の区域
 - 1 新たに都市計画に含まれた土地の区域
 - 相馬郡新地町のうち大字埵木崎字磯山及び字埵浜の各一部の区域並びに谷地小屋字北畑の一部の区域
 - 2 都市計画から除外された土地の区域
 - 相馬郡新地町のうち大字埵木崎字埵浜、字西田及び字埵南浜田の各一部の区域並びに谷地小屋字中浜田及び字北畑の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
 - 総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
 - 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県告示第三百四四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十年三月三十日

- 一 土地区画整理事業の名称
 - 喜多方市御清水地区沿道整備街路事業
- 二 施行者の名称
 - 喜多方市

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 三 施行地区 喜多方市字御清水及び字御清水東の各一部の区域
- 四 事務所の所在地 喜多方市字御清水東七千二百四十四番地の二
- 五 施行認可の年月日 平成二十七年九月十八日
- 六 変更認可の年月日 平成三十年三月三十日
- 七 変更の内容 事業施行期間

変更前 平成二十七年九月十八日から平成三十年三月三十一日まで
 変更後 平成二十七年九月十八日から平成三十三年三月三十一日まで
 (まちづくり推進課)

福島県告示第三百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成三十年三月三十日

- 一 施行者の名称 大和ハウス工業・しんとく建設工業平上荒川宅地開発共同企業体
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき市都市計画一団地の住宅施設事業 平上荒川一団地の住宅施設
- 三 変更認可の年月日 平成二十七年九月四日
- 四 事業施行期間 変更前 平成二十七年九月四日から平成三十年三月三十一日まで
 変更後 平成二十七年九月四日から平成三十一年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第三百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成三十年三月三十日

- 一 施行者の名称 新地町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 相馬都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業 新地駅周辺一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十五年十一月十二日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成二十五年十一月十二日から平成三十年三月三十一日まで
 (変更後) 平成二十五年十一月十二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

福島県知事 内堀 雅雄

(まちづくり推進課)

福島県告示第三百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 西郷村
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画下水道事業(西郷村公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和六十二年九月二十九日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和六十二年九月二十九日から平成三十年三月三十一日まで
 (変更後) 昭和六十二年九月二十九日から平成三十五年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十四年福島県告示第六百二十五号)の事業地に西白河郡西郷村大字真船字上ノ台、字折口下、字上川前、字カロウト、字観音山、字狐窪、字小塚前、字葛石、字堂方、字林尻、字前谷地、字松林、字池ノ端、字弥右エ門窪、字上屋敷、字宿下、字梁場、字山ノ神前、字山ノ神及び字葎ノ目並びに大字小田倉字上上野原及び字馬場坂の各一部の区域を加える。
 同事業地のうち西白河郡西郷村大字柏野字上川原、字鞍石、字前山、字柳田、字屋敷前、字赤淵、字沢目、字赤淵前、字湯泉、字大道添、字保の久保、字腰時、字田の入及び字石切場並びに大字米字砂入、字追越及び字連平の各一部の区域を削る。
 同事業地のうち西白河郡西郷村大字熊倉字屏風谷及び字内山並びに大字米字山界、字入道山及び字椋山並びに大字真船字折口原並びに大字小田倉字稗返及び字上野原の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第三百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 湯川村
- 二 都市計画事業の種類及び名称 (変更前) 塩川都市計画下水道事業(湯川村特定環境保全公共下水道)
 (変更後) 会津坂下都市計画下水道事業(湯川村

(変更後)

特定環境保全公共下水道

三 事業認可の年月日 平成八年七月十二日
四 事業施行期間 (変更前) 平成八年七月十二日から平成二十八年三月三十一日まで
(変更後) 平成八年七月十二日から平成三十二年三月三十一日まで
(平成二十八年四月一日から平成三十年三月二十九日までの期間を除く。)

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十六年福島県告示第二百十二号)の事業地に河沼郡湯川村大字田川字下樽川の一部の区域を加える。

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第三百九号

福島県収入証紙条例(昭和二十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成三十年三月二十日次のとおり指定した。

平成三十年三月三十日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称及び所在地

福島県北食品衛生協会

平成三〇年四月一日から平成三五年三月三十一日まで

福島県北食品衛生協会 三〇号

長 紺野 昭

福島市森合町一〇番一号(福島市保健所内)

(出納総務課)

公 告

公告第七十一号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項の規定により、医療計画を定めたので、その関係書類を福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(地域医療課)

公告第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画道路 路事業三・四・ 一一九号栄町大 笹生線	施行者の名称 福島県	事務所の所在地 福島市杉妻町二 番十六号 福島県北建設 事務所	事業地の所在 平成二十三年 東北地方整備 局告示第百五 十二号の事業 地のうち福島 市南沢又字柳 清水及び字桜 内地内におい て事業地を変 更する。
			使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公告第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画道路 路事業三・四・ 六〇四号中央線 及び三・四・六 〇六号大町北新 井線	施行者の名称 福島県	事務所の所在地 福島市杉妻町二 番十六号 福島県北建設 事務所	事業地の所在 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし
---	---------------	---	--

公告第七十四号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条及び福島県財務規則(昭和三十一年福島県規則第十七号)第二百七十四条の二第四項の規定により、平成三十一年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(平成二十九年福島県告示第五百八十号)に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

平成三十年三月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十六号)第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項に規定する資格(以下単に「資格」という。)は、次に掲げるものとする。

一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。

二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。

三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から平成三十二年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日定める条例(平成元年福島県条例第七号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、随時に受け付ける。

(まちづくり推進課)

第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先(県内に営業所のない者にあつては、福島県出納局入札用度課)に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四一五二二一 七五六三
福島県県中地方振興局出納室	九六三三八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四一九三五 一四七八
福島県県南地方振興局出納室	九六一一〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八一二三 一六五三
福島県会津地方振興局出納室	九六五一一八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二一二九 五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七一〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一六二一 五三五四
福島県相双地方振興局出納室	九七五一一〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四一二六 一三〇四
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六一二四 六〇四二

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の職氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この公告に関する問合せ先
福島県出納局入札用度課

(入札用度課)

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 十 五 号

福 島 県 公 職 選 挙 等 執 行 規 程 (昭 和 四 十 年 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 十 八 号) 第 八 条 第 四 項 (第 百 九 十 条 第 一 項 、 第 百 十 条 第 一 項 、 第 百 十 一 条 第 一 項 又 は 第 百 十 二 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 不 在 者 投 票 の で き る 施 設 の 名 称 を 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 三 十 年 三 月 三 十 日

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 遠 藤 俊 博

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
社 会 福 祉 法 人 と や の 福 祉 会 ケ ア ハ ウ ス 吾 妻 園	社 会 福 祉 法 人 さ く ら 福 祉 会 ケ ア ハ ウ ス 吾 妻 園	平 成 二 九 年 七 月 一 日
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム あ づ ま の 郷	社 会 福 祉 法 人 さ く ら 福 祉 会 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム あ づ ま の 郷	平 成 二 九 年 七 月 一 日